



NISAで株デビューしたあなたへ

～知りておきたい！「インサイダー取引」～

？そもそもインサイダー取引って何？

「投資家の判断に重大な影響を与える企業情報」（重要事実等）を知る従業員などの会社関係者や関係者から情報を得た人が、情報の公表前に株を売買する行為です。金融商品取引法で厳しく禁止されている犯罪行為であり、市場の公平性を守るために重い罰則が科せられます。

重要事実等の例：決算情報、公開買付け（TOB）、不祥事など

⚠ 株を始める人が特に気をつけたい 3つのポイント

1. 職場の情報、家族・知人の情報に注意！

勤務先（アルバイトやインターン先も含みます。）や取引先の重要事実等を知ったうえで、公表前に売買をしてはいけません。家族や友人から聞いた場合も同様です。

2. 公表のタイミングを確認する！

証券取引所の公表専用サイト（適時開示情報閲覧サービス）への掲載など、正式な方法で世の中に発表された時点で「公表された」と見なされます。社内決定やメールで知っただけの情報は「未公表」です。

3. 情報の「受け渡し」も禁止！

相手に利益を得させる、または損失を回避させることを目的として未公表の重要事実等を知人や家族に教える行為（情報伝達）、売買を勧める行為（取引推奨）も禁止されています。軽い気持ちで情報を教えたり、取引を勧めたりすると、あなた自身も罰則の対象になります。

✓ 迷ったら確認！

『いい情報を得た！』と思ったときこそ、その情報が重要事実等に該当しないか、また未公開情報ではないかを必ずご確認ください。重要事実等の一覧や、よくある質問については、JPXのウェブサイトもぜひご参照ください。

日本取引所自主規制法人 COMLEC

市場の公正性を守るため、全ての人にインサイダー取引規制の知識を届けます。

Mail : COMLEC@jpx.co.jp

Web : 「COMLEC」で検索

<https://www.jpx.co.jp/regulation/preventing/activity/index.html>

